

介護職員等

再就職準備金 貸付制度のお知らせ



介護福祉士の資格をお持ちの方や
介護職員初任者研修等を修了した方！
兵庫県内で介護等の業務に
2年間の就労で**全額返還免除**

介護業務への
再就職を
目指すあなたを
応援します！

貸付額
**40万円
以内**

申込期間
採用決定～
再就職後
1ヶ月以内

貸付利息
利息0%

連帯保証人

申請にあたっては連帯保証人1名が必要です。
安定した収入がある方を立ててください。
配偶者やご両親でも構いません。(同居の場合でも可)
※本会から修学資金等の貸付を受けている方は連帯保証人になれません。

貸付対象経費

子どもの預け先を探す活動費、介護に係る講習会の参加費、国家試験の受講手数料、参考図書の購入費、介護職員等として就労するために必要な被服費、転居を伴う場合の費用、通勤用の自転車、バイクの購入費等

対象となる方

兵庫県に所在する事業所に介護職員として就労される予定で、次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者
 - (ア) 介護福祉士の資格を持っている方
 - (イ) 実務者研修施設において必要な知識および技能を修得した方
 - (ウ) 介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級・2級課程のいずれかの研修を修了した方
 - ② ①に掲げる者として、介護保険サービス事業所で介護職員としての実務経験が1年以上ある方
 - ③ 兵庫県内の介護保険サービス事業所に就労(内定・採用決定)した方
 - ④ **直近の介護職員等として離職した日から3ヶ月を超え**、あらかじめ兵庫県福祉人材センターに求職者登録を行い、かつ、利用計画書を提出した方
 - ⑤ **介護分野・障害福祉分野就職支援金の借入をされたことがない方**
- ※貸付回数は1人当たり1回限りとします。

申込みから免除までの流れ

1

介護福祉士等の資格を有したうえで、介護業務に1年（180日）以上従事した期間が必要です。

・1年以上の
介護業務の
従事期間
・3ヶ月を
超える離職

2

あらかじめ、兵庫県福祉人材センターへの求職者登録が必要です。また、介護業務に再就職する日までに利用計画書を提出します。借入申込みは、採用決定～再就職後1ヶ月以内に申請できます。

人材センターに
求職者登録・
利用計画書を提出

介護業務に
再就職（内定）

借入申込み
再就職後1ヶ月以内

審査・決定

借用証書提出

貸付金送金

3

貸付金の送金と同時に、返還猶予申請を行い、介護等の業務に2年間（360日）以上従事した場合、返還免除することができます。

猶予申請・決定

免除申請・決定

- ※貸付審査の内容によっては、貸付をお断りする場合があります。
- ※本会からの指示に従わない場合は貸付金を全額返還していただきます。
- ※「2年間従事」とは在職期間が730日以上かつ勤務日数が360日以上あることを指します。

所定の期間を満たす前に介護等の業務を辞めた場合、離職期間が3ヶ月を超えた場合、兵庫県外で就労される等の場合は、全額返還となります。

返還（最大12ヶ月以内）

申込みに必要な書類

ご申請にあたっては次の書類をご準備いただき、本会へ送付してください。

【必要書類】

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ① 利用計画書 ※再就職する日までに提出 | ⑥ 振込口座届出書 |
| ② 貸付申込書 | ⑦ 振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し |
| ③ 再就職（内定・決定）証明書 | ⑧ 住民票（申請者分・3ヶ月以内のもの） |
| ④ 離職した事業所が発行する業務従事証明書 | ⑨ 住民税課税証明書（連帯保証人分・直近年度分） |
| ⑤ 資格証明書等の写し | |

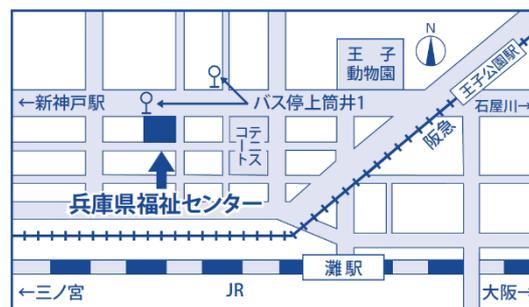
申請に必要な様式の取得については兵庫県社会福祉協議会のホームページからダウンロードしていただくか、本会までご請求をお願いします。



社会福祉法人 **兵庫県社会福祉協議会**
福祉人材センター
(人材貸付担当)

〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内

TEL: **078-200-5210** (平日8:45~17:30)



- JR 灘駅より徒歩 10分
- 阪急王子公園駅より徒歩 10分
- 神戸市営バス 90・92系統「上筒井1丁目」下車すぐ